平成２３年（フ）第２３５号
川崎市中原区上小田中６丁目51番２号　コーポムラタ202、申立時の住所川崎市中原区宮内２丁目１番25号　茂木ビル301
債務者　松元　律子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
川崎市高津区下作延４丁目16番14号　メゾン大石301、前住所福岡県福岡市博多区祇園町８番13号
債務者　江口めぐみ
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
川崎市麻生区高石３丁目10番12―102号
債務者　平岩　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９６９８号
東京都東久留米市中央町２丁目６―42　中央マンション６号
債務者　山崎　　武
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７０９号
東京都江東区大島４丁目１―１―1113
債務者　佐野　道代
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７２７号
東京都足立区千住関屋町17―42―709
債務者　本間まり子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７２８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目20―43―305
債務者　小俣　英子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０９号
青森県上北郡横浜町字林ノ後19番地５
債務者　杉山　秀夫
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
青森市中央３丁目９番１号　坂本アパート５号室
債務者　一戸銀一郎
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
青森市中央３丁目９番１号　坂本アパート５号室
債務者　一戸　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７３０号
東京都武蔵村山市中原４丁目５番地の３メゾンドフルール103号
債務者　清水　由美（旧姓立河）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１２号
青森市古川１丁目５番６号　ハイツ木村Ⅰ―207
債務者　石山　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
青森県五所川原市中央五丁目144番地　コーポ成田６号室
債務者　長尾　明美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
青森県つがる市森田町森田月見野300番地３つきみの団地33号
債務者　丸徳こと　七戸　由徳
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
青森県つがる市森田町森田月見野300番地３つきみの団地33号
債務者　七戸　ハナ
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係